(5)-17物流革新に向けた取組の推進のうち 持続可能な食品等流通総合対策

【令和7年度予算概算決定額 120(150)百万円】 (令和6年度補正予算額 2,973百万円)

く対策のポイント>

我が国の物流における輸送力不足という構造的課題、新たな基本法の下で国民一人一人の食料安全保障を確立するという課題に対処するため、多様な関 係者が一体となって取り組む、①物流の標準化、デジタル化・データ連携、モーダルシフト、ラストワンマイル配送等の取組、②物流の自動化・省力化・品質 管理に必要な設備・機器等の導入、③中継共同物流拠点の整備の支援等を行うことにより、遠隔産地の負担軽減を進めるとともに、若手や女性トラックドライ バーも継続的に従事可能な農林水産品・食品の流通網を構築し、将来にわたって持続可能な食品流通を実現します。

く事業目標>

玉

物流の効率化に取り組む地域を拡大 等

く事業の内容>

1. 持続可能な食品等流通対策事業

120(150)百万円

物流の標準化 (標準仕様のパレット導入等)、デジタル化・データ連携 (伝票の 電子化、トラック予約システム等)、モーダルシフト等の取組や物流の効率化等に必 要な設備・機器等の導入を支援します。

- 2. 持続可能な食品等流通緊急対策事業【令和6年度補正予算額】2,973百万円
- ① 物流牛産性向上推進事業

973 百万円

物流の標準化、デジタル化・データ連携、モーダルシフト、ラストワンマイル配送 等の取組や、物流の効率化、デジタル化・データ連携等に必要な設備・機器等の **導入**を支援します。また、関係事業者に対する**指導・助言や優良事例の発信**、産 地や業界等の課題に応じて物流の専門家等を派遣する伴走支援等を行います。

② 中継共同物流拠点施設緊急整備事業 2,000百万円 中継輸送、共同輸配送、モーダルシフト等に必要となる中継共同物流拠点の整

備を支援します。 <事業の流れ> 定額、1/2 食品流通業者等で構成される協議会 (1の事業) 定額、1/2 食品流通業者等で 民間団体等

4/10、1/3 協議会を構成する流通業者、 物流業者、制売市場開設者 等

(22の事業)

(2①の事業)

く事業イメージ>

流通関係者による協議会

ITベンダ-

補助事業を活用した実装、設備・機器等導入、施設整備

く実装支援>

<設備・機器等の導入支援>

パレタイザー

<中継共同物流拠点の整備> 大型車に対応したトラックバース



産地





コールドチェーン確保のための冷蔵設備





(1、2の①事業) 「お問い合わせ先〕 大臣官房新事業,食品產業部食品流通課物流生產性向上推進室(03-6744-2389)

(2の②事業)

構成される協議会等

食品流通課卸売市場室

(03-6744-2059)